

介護つき有料老人ホームでじま・くにくさ 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人あと会が開設する介護つき有料老人ホームでじま・くにくさ（以下「施設」という。）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）は、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設では、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 施設では、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他保健・医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めるとともに、関係市町との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して日常生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の所在地等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護つき有料老人ホームでじま・くにくさ
- (2) 所在地 広島市南区出島一丁目18番17号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤専従)
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名 (常勤専従)
生活相談員は、入退居に於ける面接手続き事務等と、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 介護職員 18名 (常勤専従14名、非常勤専従4名)
介護職員は、利用者の特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画 (以下「施設サービス計画」という。) に基づく介護を行う
- (4) 看護職員 2名 (常勤専従1名、非常勤専従1名)
看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為及び利用者の保健衛生の管理を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名 (常勤専従1名、非常勤専従1名)
機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行う。
- (6) 計画作成担当者 1名 (非常勤専従)
計画作成担当者は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護(支援)認定及び要介護(支援)認定更新の申請手続きを行う。

(入居定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入居定員及び居室数は以下のとおりとする。

- (1) 有料老人ホーム40名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は40名とする。
- (2) 居室数40室のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は40室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっ

ては、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により入浴又は清拭するものとする。
- (2) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うものとする。
- (3) 食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。
- (4) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談及び援助

(利用者負担の額)

第7条 施設は利用者から次に示す利用料金の支払を受けるものとする。

- (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた介護報酬告示上の額とし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスに該当するときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- (2) 介護保険給付対象外サービスにかかる利用料として、家賃相当額、食費、管理費、入所者が選定により提供される介護その他日常生活上の便宜に要する費用、おむつ代、その他の費用について、別に定める利用料金表に基づいた額とする。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名・押印を受けることとする。

(利用者が介護居室に移る場合の条件及び手続)

第8条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 施設の利用に当たっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の提供に関する契約を文書によって締結する。

- 2 利用者が入院治療を要する場合等は、適切な病院又は診療所を紹介する。
- 3 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管

理に努める。感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(緊急時等における対応方法)

第10条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策については、でじま・くにくさ防災管理規定に定めるものとする。

(苦情処理)

第12条 施設は、提供した特定施設入居者生活介護または介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第13条 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

3 事業者は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第14条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合に関する事項）

第16条 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の行動を制限する行為は行わない。

2 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きは次のとおりとする。

- (1) 関係職員が幅広く参加できるケースカンファレンスの実施や、身体的拘束廃止委員会を開催し、身体拘束等の必要性を検討する。
- (2) 身体拘束廃止委員会にて慎重に検討し、①切迫性、②非代替性、③一時性の三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、管理者の指示に基づき身体拘束等を行う。
- (3) 身体的拘束等の解除の予定日を記載した「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、利用者等又はその家族へ説明し同意を得る。
- (4) 「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」に身体拘束にかかる様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録し利用者等又はその家族へ説明する。
- (5) 身体拘束・行動制限が行われている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において継続的に検討する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入所させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 特定施設入居者生活介護サービス（介護予防特定施設入居者生活介護サービス）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人あと会の理事会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から一部改正する。

この規程は、平成26年 3月1日から一部改正する。

この規程は、平成27年 8月1日から一部改正する。

この規程は、平成29年10月1日から一部改正する。